

1. 委員会の取組み

1.1 委員会の位置付け・構成

本委員会は事件発生の翌日に設置を決定し「立川市入札事件再発防止調査委員会設置要綱」(平成15年10月16日庁議決定)により、設置されたものである。

委員会はその設置の目的を第1条に定めているが、「組織の内部の再点検と再発を防止し、職務執行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図る」ため、当該事件にかかる原因の究明と再発防止策について調査及び協議検討機関として設置されたものである。

当初の委員会の委員構成は、助役を委員長に企画部長及び総務部長を副委員長とし、企画課・行財政改革推進室・職員課・文書課の4課長と外部委員、専門委員の構成とした。外部委員については、市顧問弁護士と自治会連合会から2名を充てることとした。(委員数10名・市7名、外部3名)

平成15年11月6日に要綱改正を行い、契約課長を委員に追加した。(委員数11名・市8名、外部3名)

専門委員については、3弁護士会からの推薦と監査法人から公認会計士の参加を求め、第9回委員会から5名の弁護士ら6名が加わった。(委員数17名・市8名、外部3名、専門6名)

平成16年1月16日、当時の総務部長(副委員長)が逮捕されるという事態を受けて、委員構成を変更し、課長級の4委員については説明員とし、助役のほか市職員委員を企画部長、総務部長の2名とし、外部委員を3名から6名とした。

追加する外部委員には、事件について声明文を出すなど関心が高く、市政全般にわたる基本計画を論議している第2次基本計画策定市民会議(全員が公募による委員で構成)から推薦をいただき第11回委員会より市民3名を追加した。同時に副委員長については外部委員から選出した。(委員数15名・市3名、外部6名、専門6名)

なお、委員長以外の内部委員については平成16年4月1日の市の組織変更に伴い、総合政策部長と経営改革担当部長の2名を充てた。

1.2 委員会の基本的な考え方

委員会は当該事件の原因究明と再発防止策について調査及び協議・検討機関として設置されたものであるが、事件そのものへの法的な調査権・捜査権はない。

また、事件は契約事務の流れの中で起きたもので、刑事責任については司直の手によって事件の解明と審理が行われた。

委員会の所掌事項として、関係者からの事情聴取や入札・契約事務にかかる問題点の調査・分析、再発防止策、業者と癒着防止に向けた職場体制、職員倫理の向上に向けて取り組み等を掲げた。

委員会としては、これらの事項を柱に協議・検討を加えることとし専門委員からの意見を伺いつつ、客観性・公正性を確保し、かつ、捜査妨害にならないよう配慮して最大限の努力をすることとした。

また、議会において設置された「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」と目的を同じくすることから車の両輪として双方で情報や資料の共有化を図り共通の問題意識をもって議論を深めることとした。

委員会運営にあたっては、当初、プライバシーに配慮して会議の非公開方針を決定したが、事態の進展に鑑み会議の透明性を優先させることとして、第9回委員会より原則公開に改めた。

具体的な調査にあたっては、外部の第三者機関に委託することとした。基本的な調査として「職員提言・実態ヒアリング調査業務」と「契約制度に関する調査・分析業務」等については、緊急かつ短期間に実施する必要があるため、調査委員会のみでは作業量の点や専門性の点からも限界があるので、より公正、公明を期するため専門委員としての弁護士や監査法人の協力を仰いだ。

公判についてはすべて傍聴することとし、委員会で結果を報告させることとした。また、庁内の関係検討資料はすべて提出させることとした。

1.3 委員会の開催状況及び検討の経過

本委員会は、平成15年10月16日に第1回委員会を開催し、以降平成16年5月26日まで17回の協議を重ねた。委員会報告書後も必要に応じての開催を予定している。

第1回委員会では、事件の全容の把握に努めるとともに、契約事務等庁内資料の提出を求め、情報の共有化と要綱にある所掌事項の今後の進め方について協議した。

第2回委員会では、事件となった工事や業者選定についての説明を受けるとともに、再発防止のためにまず職員及び業者等の実態及び入札・契約をめぐる、さまざまな問題点・課題について調査分析を行うことなどについて議論した。これら調査は専門委員の弁護士や監査法人に委託して行うことを決めた。監査法人についてはプロポーザル方式で選定することなどを決めた。また、市監査委員の当委員会の参加問題についても議論したが、これらの件に関する将来の可能性を考慮して、当委員会への参加は見合わせる事となった。

第3回委員会では「職員実態ヒアリングの調査委託等(案)」と契約制度に関する調査・分析委託企画書の提案について審議した。

第4回委員会では、3弁護士会の多摩支部長に対して専門委員の推薦依頼を行ったことや職員実態ヒアリング等調査委託の調査期間の変更と契約制度に関する調査・分析委託業務については、3監査法人から企画書の提出を受け、プレゼンテーションの実施を決め、業者選定にあたっては、透明性・公平性・市民の視点の重視から3名の外部委員で行うことを決めた。

第5回委員会では、契約制度に関する調査・分析委託業務の業者選定を行った。プレゼンテーションの後、3名の外部委員による選考を行った。

第6回委員会では、市議会議員から提出された要望書の取扱いについて審議した。結論としては要望書の趣旨は最大限尊重していくこととした。専門委員の弁護士について3弁護士会より5名の推薦をいただいたこと、選定された朝日監査法人からも公認会計士1名の専門委員としての内諾を得たことが報告された。朝日監査法人（現・あずさ監査法人）から契約制度に関する調査・分析委託業務に関する作業見積書が提示され審議された。

第7回委員会では、平成15年11月25日開催された臨時市議会において委員11名からなる「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」の発足を受け、委員会資料の全部の提供とプライバシーの問題がない限り、双方での情報や資料の共有を決めた。また、契約制度に関する調査・分析委託業務については、入札結果の分析期間を過去3年から5年とすること。職員実態ヒアリング等調査委託については、仕様書の説明と12月15日よりヒアリング調査が開始されることなどの報告があった。今後、議事録や資料は最終的に結論が出た段階ですべて公表するとしていたが、プライバシー部分があれば削除してできる限り迅速に公表することを決めた。

第8回委員会では、平成15年12月1日開催の市議会・特別委員会の質疑概要の報告、公判日程の報告と全ての公判を傍聴して、両委員会に順次報告すること、2つの調査委託業務については12月4日付けで5人の弁護士で構成する実態調査プロジェクトチームの代表と朝日監査法人と契約を締結、ヒアリングや調査票調査等の具体的作業に入ることなどが報告された。

第9回委員会では、専門委員の参加と本委員会の副委員長であった総務部長の逮捕を受けて、委員会の信頼性・透明性を高めるため、傍聴要領に基づき委員会を原則公開とした。その後の経過、傍聴内容の報告及び弁護士チームから職員実態ヒアリング調査及びアンケート調査の状況報告と契約制度に関する調査・分析業務について現時点での中間まとめの報告があった。また、調査委員会内部からの逮捕者が出たことを受けて、委員の人選や総務部長人事について質疑応答・意見交換をおこなった。

第10回委員会では、「入札・契約制度調査及び分析業務」に関する提言の方向性（中間報告）についての報告があり、審議を行った。職員実態ヒアリング

等調査について50名余りのヒアリングを行ったこと、提言・実態調査は平成16年1月23日現在で470通余りの回答があることなどが報告された。また、内部委員を3,4名程度に、外部委員を5,6名程度にするよう提案があり、研修制度、ポストチャレンジ制度、提案制度等の人事面での改革についても議論があった。これを受けて、第2次基本計画策定市民会議に外部委員としての参加を打診することが決まった。また、議員から提出された公開質問状や広報紙への掲載についての報告があった。

第11回委員会では、要綱の改正を行い、市職員委員のうち5名の課長職については説明員に、外部委員を3名から6名に改める委員構成の変更を行った。市民会議から推薦のあった外部委員の参加を得て、副委員長については外部委員から選任した。また、3つの裁判の公判傍聴概要の報告があり、起訴猶予、証人問題、接見等について質疑があり、議員の口利き、人事介入問題の審議が行われ今後の重要なポイントとして位置づけた。職員実態ヒアリング調査では、追加ヒアリングを実施していることやアンケート調査では、現在480通が回収されていることなどの報告があった。コンプライアンス(法令・倫理遵守)体制における各種ガイドラインの主な内容及び事例の概要説明があり、特命随意契約のガイドライン及びその運営について先進市事例の研究等の論議があった。さらに、調査結果に基づく再発防止策やチェック機関の提案論議にあたっては、公募委員を加えるような配慮をとる提案もあった。

第12回委員会では、3つの裁判の公判傍聴概要の報告の後、弁護士プロジェクトチームより全職員へのアンケート調査結果、実態ヒアリング調査結果、アンケート及びヒアリング調査回答の関係・特徴等、今後の予定の項目について中間報告があった。480名の回答概要とヒアリング調査、新たな逮捕者を受けての52名に対して追加書面ヒアリング調査から、問題点指摘や提案・意見の報告があった。

第13回委員会では、3つの裁判の公判傍聴概要の報告の後、冒頭陳述についての質疑があり、あずさ監査法人(合併により法人名変更)から契約制度に関する調査・分析について(ドラフト版)で詳細報告があった。意見・訂正等については10日以内に書面で行うこととした。

第14回委員会では、談合関与の20業者に対するヒアリングの実施と処分の報告と公判指摘の3人の職員に対するヒアリング、処分を前提とした人事異動内示の報告があり、3つの裁判の公判傍聴概要の報告の後、弁護士チームから立川市入札事件実態調査結果及び提言等報告書が提出され意見交換を行ない了承された。またドラフト版の修正等対応状況の報告と組織改正に伴う要綱改正案の報告があった。

第15回委員会では、組織改正・人事異動の報告の後、公判指摘の3人の職

員に対する処分や公判傍聴概要の報告があり、あずさ監査法人の専門委員から立川市への提言で示している改善のための施策の手順等についての提案があった。これらについての意見交換を行い、意見及び修正等については次回の委員会審議に資するため、書面ですみやかに行うこととした。

第16回委員会では、立川市入札・契約制度に関する調査及び分析結果報告書の説明と分析、立川市への提言で示している改善のための施策の手順等について集中的審議を行い、委員等からの意見・修正案について審議をし、これを了承した。次回委員会までに、これらについて総括意見として組み入れるとともに、これまでの審議経過や報告書等を組み入れた委員会報告書の骨子案・報告書案について送付して、委員の意見を伺いながら取りまとめていくことを決めた。

第17回委員会では、立川市入札事件再発防止調査委員会報告書を取りまとめ、立川市長あて提出した。

1. 4 事件を巡る市等の対応状況（平成16年5月26日現在）

- 平成15年10月9日 市の現職契約課長・嘱託職員（前砂川支所長）が「偽計入札妨害」の疑いで逮捕される
市長・助役が「市議会代表者会議」で事件の状況説明
「臨時庁議」を開催し、状況の説明及び綱紀粛正を指示
事件に関する「記者会見」の実施
- 10日 市のホームページで「市長謝罪コメント」を掲載
庁内に「立川市入札事件再発防止調査委員会」（委員長豊田助役）の設置を決める
「市議会議会運営委員会」で事件の状況説明
庁内会議を開催し、当面の方針を協議
- 14日 「市議会全員協議会」での事件の状況説明及び「調査委員会」の設置を報告
「市議会本会議」で事件に対する市長見解を表明
「臨時庁議」を開催し、再度綱紀粛正と調査委員会設置を報告
- 16日 「第1回調査委員会」を開催
- 17日 広報紙に「市長謝罪コメント」を掲載
- 24日 「第2回調査委員会」を開催
- 30日 本件職員等の起訴・再逮捕
事件に関する「記者会見」の実施

- 3 1 日 「第 3 回調査委員会」を開催
- 1 1 月 1 日 テレビ広報で「市長からのお詫び」放映開始（14日まで）
- 5 日 「第 4 回調査委員会」を開催
- 6 日 調査委員会設置要綱を一部改正し、委員に総務部契約課長を追加
- 7 日 調査委員会の会議概要について市ホームページで公開開始
- 1 4 日 「第 5 回調査委員会」を開催
- 1 9 日 本件職員等の起訴・再逮捕
事件に関する「市長コメント」発表
- 2 1 日 「第 6 回調査委員会」を開催
- 2 5 日 「市議会本会議」で事件に対する市長見解を表明
市議会が「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」を設置（委員長中島光男議員）
調査委員会の専門委員として、弁護士 5 名・公認会計士 1 名を発令
専門委員（弁護士）プロジェクトチームが発足
- 1 2 月 2 日 「第 7 回調査委員会」を開催
- 1 1 日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開催、経過報告・質疑
- 1 5 日 「第 8 回調査委員会」を開催
専門委員チームによる関係職員に対する職員実態ヒアリング調査を開始（1月14日まで）
- 1 7 日 競売入札妨害事件（平成15年(わ)第1948号）初公判（甲業者）
- 1 9 日 競売入札妨害事件（平成15年(わ)第1947号）初公判（元契約課長・元囑託職員）
- 2 4 日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年(わ)第1949号）初公判（乙業者）
- 2 5 日 専門委員チームによる全職員等に対する実態調査・提言等
調査票の配布開始（回答期限1月15日まで）
元囑託職員と接見
- 平成16年1月6日 監査法人による関係各課に対する入札・契約制度及びコンプライアンス（倫理・法令遵守）に関する聞き取り調査を開始（1月20日まで）

- 14日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」
開催、経過報告・質疑
- 16日 現職総務部長・清掃事務所長（元工事契約係長）が「偽
計入札妨害」の疑いで逮捕される
市長・助役が「市議会代表者会議」で事件の状況説明
「臨時庁議」を開催し、状況の説明及び綱紀粛正を指示
事件に関する「記者会見」の実施
- 19日 市議会議会運営委員会で事件の状況を説明
市議会全員協議会で事件の状況を説明
- 21日 「第9回調査委員会」を開催（会議の公開を決定）
- 27日 新総務部長を内示（2月1日付け発令）
- 28日 「第10回調査委員会」を開催
- 29日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年（わ）第2097
号）初公判（丁業者）
- 30日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」
開催、経過報告・質疑
- 2月 1日 2月1日市広報で調査委員会の取り組み状況を掲載
- 2日 競売入札妨害事件（平成15年（わ）第1948号）公
判（甲業者）
- 4日 立川市第3次長期総合計画第2次基本計画策定市民会
議（たちかわみらい計画会議）による声明文が出される
- 5日 庁議において声明文の内容、経過について説明
- 6日 前総務部長らが起訴。前清掃事務所長は不起訴となる
- 9日 競売入札妨害、あっせん収賄事件（平成15年（わ）第
1947号）公判（元契約課長・元嘱託職員）
「第11回調査委員会」を開催（委員構成の変更）
調査委員会の外部委員として、市民2名を発令
- 15日 2月15日市広報に市民会議（たちかわみらい計画会
議）の声明文掲載
- 16日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」
開催、経過報告・質疑
- 18日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年（わ）第1949
号）公判（乙業者）
- 19日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年（わ）第2097
号）公判・判決（丁業者に有罪判決）
- 24日 「第12回調査委員会」を開催（外部委員として市民1

- 名を発令)
- 2月24日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年(わ)第2257号）初公判(丙業者)
 - 25日 競売入札妨害事件（平成15年(わ)第1948号）公判(甲業者)
 - 26日 職員に関する懲戒処分(4名)・記者会見の実施
 - 27日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開催、経過報告・質疑
 - 3月 1日 競売入札妨害、あっせん収賄事件（平成15年(わ)第1947号）公判(元契約課長・元嘱託職員)
 - 2日 市議会本会議・3名の議員から緊急質問
 - 3日 「第13回調査委員会」を開催
 - 10日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年(わ)第1949号）公判(乙業者)
 - 15日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開催、経過報告・質疑
 - 16日 20社指名停止（6月から12月まで）
 - 18日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」が開催、経過報告
 - 19日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年(わ)第2257号）公判・判決（丙業者に有罪判決）
 - 24日 競売入札妨害事件（平成15年(わ)第1948号）公判(甲業者)
 - 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開催、経過報告・質疑
 - 26日 関係3職員の人事異動内示（人事課付け）
 - 30日 「第14回調査委員会」を開催
 - 弁護士チームより「入札事件実態調査結果及び提言等報告書」が提出される
 - 31日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開催、経過報告・質疑
 - 競売入札妨害、あっせん収賄事件（平成15年(わ)第1947号）公判(元契約課長・元嘱託職員)
 - 関係3職員に対して懲戒処分(減給)及び降任の分限処分
 - 4月 1日 関係3職員の人事異動発令

組織改正により調査委員会設置要綱の一部を改正（市職員委員の変更）

- 4月14日 競売入札妨害、贈賄事件（平成15年(わ)第1949号）
公判・判決(乙業者に有罪判決)
14日 「第15回調査委員会」を開催
15日 入札制度等検討委員会を廃止して新たに契約制度等検討
委員会の設置を決める
16日 競売入札妨害事件（平成16年(わ)第179号）公判(元
総務部長)
現職議員、元議員を対象に議員アンケートの実施
19日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開
催、経過報告・質疑
24日 「第16回調査委員会」を開催
30日 第1回契約制度等検討委員会(委員長豊田助役)開催・3
部会[コンプライアンス(倫理・法令遵守)・契約・品質]
と合同開催
- 5月 6日 市議会「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」開
催、4名の市議からの釈明文朗読、経過報告・質疑
10日 競売入札妨害事件(平成15年(わ)第1948号)公判(甲
業者)
競売入札妨害、あっせん収賄事件（平成15年(わ)第1
947号）公判・判決(元契約課長・元囑託職員に有罪判
決)
判決に関する「市長コメント」発表
18日 競売入札妨害事件（平成16年(わ)第179号）公判・
判決(元総務部長に有罪判決)
判決に関する「市長コメント」発表
26日 「第17回調査委員会」を開催・報告書を市長に提出
- 7月14日 競売入札妨害事件(平成15年(わ)第1948号)公判・
判決(甲業者)予定